

令和6年8月29日

組合員のみなさまへ

大阪市職員共済組合
(保健医療係 06-6208-7591~7593)

組合員証及び組合員被扶養者証の交付終了に伴う取扱いについて

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第374号）」（令和5年12月27日公布）により、組合員証及び組合員被扶養者証（以下「組合員証等」という。）の交付は令和6年12月2日（月）に終了となります。

つきましては、次のとおり取扱いますので、お知らせします。

記

1 交付済み組合員証等について

(1) 有効期限

改正法の経過措置により、組合員証等の交付日に関わらず、当組合が交付した全ての組合員証等の有効期限は令和7年12月1日（月）（交付終了日から1年間）となり、有効期限までは引き続き使用することができます。

ただし、上記の有効期限までに資格喪失した場合は、喪失日までの期間が有効となります。

(2) 有効期限を経過した組合員証等の取扱い

上記の有効期限を経過した組合員証等の返納の有無等については、決まり次第改めてお知らせします。

なお、有効期限までに資格喪失した場合は、組合員証等の返納が必要です。

また、有効期限までに組合員証等を紛失された場合は、「組合員証等滅失届」を提出してください。

※交付終了日までの再交付の取扱いについては、2（2）をご参照ください。

2 組合員被扶養者証の新規交付及び組合員証等の再交付について

(1) 組合員被扶養者証の新規交付

被扶養者の増員に係る組合員被扶養者証については、被扶養者の資格取得に係る届出書類等が、当組合が定める提出期限までに到着した方まで新規交付を行います。

提出期限は、各所属所からの通知をご確認ください。

(2) 組合員証等の再交付

紛失や氏名変更等に係る組合員証等の再交付については、「組合員証等再交付申請書」が、当組合が定める提出期限までに到着した方まで再交付を行います。

提出期限は、各所属所からの通知をご確認ください。

注) 上記(1)(2)ともに、提出期限までに提出された届出書類等に不備がある場合は、組合員証等を交付できない場合がありますので、ご注意ください。

なお、組合員証等の交付が受けられなかったときは、令和6年12月2日以降に新たに「資格確認書」(下記「5「資格確認書」の交付について」を参照ください。)が交付される場合があります。

3 マイナ保険証の利用登録について

組合員証等の交付終了以降は、医療機関等ではマイナ保険証(健康保険証の利用登録が完了しているマイナンバーカード。以下同じ。)で受診いただくことが基本になり、令和7年12月2日からは組合員証等は使用できなくなりますので、マイナ保険証の登録が完了されていない方は、マイナンバーカードの交付を受け、保険証利用登録を行ってください。

また、マイナンバーカードをお持ちの方は、スマートフォン等を利用して利用登録状況を確認することができますので、別添「マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況の確認方法」をご参照のうえ、ご確認くださいませようお願いします。(通知時点においては、当組合でマイナ保険証の利用登録状況を確認することができません。)

なお、マイナ保険証の利用登録の解除を希望する方は、当組合に申請を行っていただくこととなりますが、申請方法等については、決まり次第改めてお知らせします。

4 その他の証について

(1) 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証について

マイナ保険証の利用者は限度額適用認定証(紙様式)の交付を受けなくても、医療機関等の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができるため、申請の必要はありませんが、現行どおり紙様式による交付を希望される方は「限度額適用認定申請書」を当組合に提出してください。

なお、組合員が低所得者^{*}に該当する場合は、マイナ保険証の利用者であっても正しい限度額が適用されない可能性がありますので、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請が必要です。

※低所得者とは

70歳未満	前年度非課税かつ、療養のあった月の標準報酬月額が53万円未満の方
-------	----------------------------------

70 歳以上	前年度非課税かつ、高齢受給者証の負担割合が 2 割以下の方
--------	-------------------------------

(2) 特定疾病療養受療証について

現行どおり「特定疾病療養受療証交付申請書」を当組合へ提出してください。特定疾病療養受療証交付後にマイナポータルでも特定疾病療養受療証の情報が閲覧できるようになりますが、当組合においては、紙様式による交付を継続します。

(3) 高齢受給者証について

現行の取扱いから変更はありませんので、組合員又は被扶養者が 70 歳以上 74 歳未満の場合は、本人の申請によらず交付します。

《参考：その他の証一覧表 (R6. 12. 2～)》

証名称	形式	申請
限度額適用認定証	マイナ保険証	不要
	紙	必要
限度額適用・標準負担額減額認定証	マイナ保険証	必要
	紙	必要
特定疾病療養受療証	マイナ保険証	必要
	紙	必要
高齢受給者証	マイナ保険証	不要
	カード	不要

5 「資格確認書」の交付について

マイナンバーカードを取得されていない方やマイナ保険証の利用登録をされていない方等には、新たに「資格確認書」を交付し、医療機関等の窓口で「資格確認書」を提示することにより受診等が可能となります。

「資格確認書」の詳細については、決まり次第改めてお知らせします。

なお、上記 2 において、提出期限に間に合わなかった場合や書類不備等で組合員証等が交付できなかった方のうち、「資格確認書」の交付対象者であることが確認できた場合は、令和 6 年 12 月 2 日以降に「資格確認書」を交付予定です。

《参考》

	マイナ保険証	組合員証等		資格確認書
	使用	使用	交付	使用
現在～R6. 12. 1	○	○	○	—
R6. 12. 2～R7. 12. 1	○	○	×	○
R7. 12. 2 以降	○	×	×	○

6 「資格情報のお知らせ」の送付について

安心してマイナンバーカードを健康保険証として利用していただけるよう、令和6年10月下旬以降順次、全加入者（組合員及び被扶養者）に対して、当組合が保有している加入者情報（個人番号下4桁を含む）を記載した「資格情報のお知らせ」を一斉送付する予定です。

「資格情報のお知らせ」の詳細については、決まり次第改めてお知らせします。